

令和5年5月2日

保護者 様

胎内市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る欠席及び出席停止の取扱いについて

日ごろから、当市の教育活動にご理解を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記について、令和5年5月8日以降、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～ 文部科学省）」に則って取り扱うことを原則としますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る欠席及び出席停止の取扱いについて

状況	対応
児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合	登校を控える（欠席扱い）
児童生徒の感染が判明した場合	登校を控える（出席停止扱い）
濃厚接触者について	濃厚接触者の特定は行われな いこととなり、行動制限及びその協力要請は行われな いため、登校可能
同居の家族が感染している場合や未診断の発熱等の症状があるとき	登校可能

※ 医療的ケアが必要な児童生徒、基礎疾患を有する児童生徒、感染不安をもつ児童生徒等の欠席及び出席停止については、個別に学校とご相談ください。

2 新型コロナウイルス感染症に感染した際の出席停止期間について

(1) 出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(2) 出席停止期間の詳細について

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・発症した日、症状が軽快した日を0日目として数えます。
- ・感染者であった児童生徒が学校に登校するに当たり、医師に登校許可書等の記入は求めません。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒はマスクの着用が推奨されています。

3 その他

胎内市で統一して使用していた「健康観察カード」と感染した場合に記入していただいていた「健康チェック表」の使用は5月2日をもって終了いたします。

〈参考：出席停止期間の数え方〉
新型コロナウイルス感染症の場合

【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

〈例1〉 5/17から登校可能							〈例2〉 5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快										症状軽快		

インフルエンザの場合

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

〈例1〉 5/17から登校可能							〈例2〉 5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目	2日目							0日目	1日目	2日目	
			解熱									解熱			

【担当】

胎内市教育委員会学校教育課
 指導主事 山沢 正仁
 電話 0254-47-2711